

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－6 利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供</p> <p>Ⅲ－6－4 障がい者等に配慮した金融サービスの提供</p> <p>Ⅲ－6－4－1 意義</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の義務が課せられており、これを遵守する必要がある。</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－6 利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供</p> <p>Ⅲ－6－4 障がい者等に配慮した金融サービスの提供</p> <p>Ⅲ－6－4－1 意義</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の努力義務が課せられており、これを遵守する必要がある。</p>